ネクサス・わかば

就労継続支援Ｂ型 料金表

１．施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.17 円（1 単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には９０％が代理受領額、１０％が自己負担額となります。

①基本サービス費（訓練等給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	職員配置	請求単位（単位/日）	請求額（円／日）
就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）	６：１	494	5,023

・定員 41 人以上 60 人以下の給付費単価となっております

②各種加算

（令和８年６月現在、　　部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

加算項目		請求単位（単位/日）	請求額（円／日）
1	福祉専門職員配置加算Ⅰ	15	152
2	目標工賃達成指導員配置加算	45	458
3	初期加算	30	305
4	欠席時対応加算	94	955
5	利用者負担上限額管理加算	150	1,525
6	食事提供体制加算	30	305
7	送迎加算	21	213
8	福祉介護職員処遇改善加算Ⅰロ	月の総単位数×109／1,000（単位）	

1. 常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を３５％以上配置
2. 目標工賃達成指導員を配置する事により５：１以上の人員配置
3. 利用開始日から起算して３０日以内の期間
4. 急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合。（月４回まで）
5. 事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合
6. 収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合
7. 事業所の職員が、利用者の送迎を行った場合（片道毎）
8. 福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の１割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて１ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が２割軽減されます。尚、支給量を超えた分は全額自己負担にて徴収させていただきます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種　別	世帯の範囲
１８歳以上の障がい者 （施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者

区　分	対　　象　　者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般１	市民税課税世帯（年収概ね 890 万円以下）	９,３００円
一般２	一般１以外の課税世帯	３７,２００円

２．食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代（昼食）	800 円／日（食材料費 500 円） （食事提供体制加算対象者は食材料費のみ）
入浴代	500 円／回
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和８年６月１日現在